



6半総第2130号

令和7年3月5日

関係部課等長 殿

半田市指名審査会会長

副市長 山本卓美

指名停止決定通知書

このことについて、下記のとおり指名停止することに決定したので通知します。

記

1 指名停止業者

整理番号 3-03797、3-00936、3-09600 (株) KANSOテクノス 名古屋統括支店

2 指名停止期間

令和7年3月6日から令和7年6月5日まで3か月間

3 指名停止理由

対象業者が、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日及び令和6年7月17日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われ、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、当該不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、工事現場に主任技術者として配置していたことが確認された。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2項に該当すると認められ、令和7年2月4日付で国土交通省近畿地方整備局より建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けたことによる。